

岩手町立統合中学校並びに岩手町学校給食センター建設工事基本設計業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和10年4月開校予定の岩手町立統合中学校並びに岩手町学校給食センター建設工事に関する基本設計業務にあたり、設計者の選定方法の公平性等を確保しつつ、魅力ある学校施設の実現に資する優れた設計者を選定するため、「簡易公募型プロポーザル方式」により、この業務に最も適した設計業務委託候補者を選考することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 名称

岩手町立統合中学校並びに岩手町学校給食センター建設工事基本設計業務委託

(2) 内容

岩手町立統合中学校並びに岩手町学校給食センター建設に関する基本設計業務（建設予定地の地盤調査業務を含む）

(3) 履行期間

契約日～ 令和6年2月29日とする。

（ただし、本委託業務に係る予算の繰越について、町議会3月定例会に提案予定であり、当該議案が可決された場合に限る）

(4) 発注者

岩手町長 佐々木 光司

(5) 計画条件等

「岩手町立新設中学校施設整備に係る基本構想及び基本計画」（資料1）による。

3 受託者の選定方法

(1) 方式

本業務の受託者選定は、簡易公募型プロポーザル方式による。

すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出したもののうち、(2)に掲

げる要件を満たすことが確認されたものを指名して、技術提案書の提出を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された提案者を相手方として随意契約を締結するものである。

(2) プロポーザル参加資格

本プロポーザルの参加資格は、①に掲げる要件を満たす単体企業、又は①と②に掲げる要件を満たす共同企業体とする。

① 単体企業又は共同企業体代表者

- i) 本町の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。
- ii) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- iii) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- iv) 本町の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- v) 岩手町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有していない者であることとする。
- vi) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。
さらに、管理技術者（予定者）は一級建築士であること。
- vii) 校舎延べ床面積3,000㎡以上の小・中学校（岩手県内外を問わず）及び1,000食以上の調理能力を有する学校給食共同調理場（学校給食センター）施設の新築および改築工事に係る建築設計業務の実績があること。ただし、平成14年4月1日以降の実績に限る。

② 共同企業体の代表者以外の構成員

- i) ① i から v の要件を満たしていること。
- ii) 他の共同企業体の構成員ではないこと。

(3) 技術提案書の評価基準

技術提案書の評価は、下記により行う。

① 設計事務所と管理技術者（予定者）の実績

本実施要領「3 受託者の選定方法、(2) プロポーザル参加資格 ② vii)」についての業務実績

② 主任担当技術者の資格

主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）の有する資格を評価する。

※ 主任担当技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技師をする役割を担う者をいう。

③ 業務実施方針

下記の点について提案を求め、妥当性を評価する。

- i) 業務への取組体制
- ii) 設計チームの特徴
- iii) 設計上特に配慮する事項等（提案を求めている課題を除く）

④ 課題に対する提案内容

下記の点について提案を求め、その的確性、独創性、実現性等を評価する。

- i) 維持管理コストの低減化について
- ii) 『新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）』に示された「多様な学習活動等に柔軟に対応できる学習・執務空間」について
- iii) 図書室の学習・情報センター化について（「資料1 岩手町立新設中学校施設整備基本構想・基本計画」（以下、「基本計画」という）P22 (5) 参照）
- iv) 地域との交流のための多目的スペースまたは多目的ホールの提案（基本計画 P23 (6) 参照）
- v) その他、提案者独自の提案

(4) 審査

プロポーザルの審査は、「岩手町立統合中学校並びに岩手町学校給食センター建設に関する基本設計業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）において行う。委員名簿は、審査結果の発表まで公表しない。

4 担当部局

〒028-4395 岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割44番地

岩手町教育委員会事務局 学校教育課

電話：0195-62-2111（内351） FAX：0195-62-2032

E-mail：gakkyo-1@town.iwate.iwate.jp

5 必要手続き

(1) 日程

① 参加申込に関する質問の受付

令和5年1月13日（金）～1月19日（木） 正午

② 質問に対する回答 1月20日（金）

③ 参加申込書の提出 1月30日（月）

④ 参加資格通知 1月31日（火）

⑤ 技術提案書の提出に関する質問の受付

2月1日（水）～2月7日（火） 正午

⑥ 質問に対する回答 2月8日（水）

⑦ 技術提案書の提出 3月15日（水） 午後5時まで

⑧ ヒアリング（予定） 3月22日（水）

⑨ 審査結果の通知（予定） 3月27日（月）

⑩ 契約予定 3月下旬

※ 現地見学会は実施しない。

(2) 提出書類

様式第1号：質問書

※ 質問がある場合に提出すること。

様式第2号：参加申込書

〃 別添：特定業務委託共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書

〃 別添：特定業務委託共同企業体協定書

様式第3号：誓約書

様式第4号：会社概要書

（添付書類）・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類 1部

・一級建築士の免許証の写し 1部

様式第5号：業務実績調書

(添付書類) 調書に記載した業務を実施した証明となる資料(契約書等の件名・期間・業務内容が分かる部分)の写し 1部

様式第6号：業務実績調書(詳細)

様式第7号：技術提案書表紙

様式第8号：設計チーム配置技術者調書

(添付書類) 配置技術者の保有資格を称する資料の写し(1級建築士登録免許証等) 1部

様式第9号：協力会社調書

※ 主任担当技術者が貴社以外の者の場合に提出すること。

様式第10号：業務実施方針

様式第11号：課題に対する提案書

※ テーマ別に作成

参考見積書

(3) 参加申込に関する質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

質問は、下記により「質問書」(様式1)を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

① 受付期間

令和5年1月13日(金)～1月19日(木)正午まで
(土曜日・日曜日を除く)

② 提出方法

メールで提出すること。

件名には「【統合中学校プロポーザル】」の文字を必ず入れること。

③ 提出先

4に同じ。

④ 回答

回答は、令和5年1月20日(金)に全ての質疑応答の内容を岩手町HPに掲載する。

(4) 参加申込書の提出期限及び方法

① 受付期間

令和5年1月30日（月）（土曜日・日曜日を除く）

② 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

※ J Vとして参加する場合は、設計共同体協定書の写しを1部提出すること。

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 会社概要書（様式第4号）

（添付書類）・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類 1部
・一級建築士免許証の写し 1部

エ 業務実績調書（様式第5号）

（添付書類）調書に記載した業務を実施した証明となる資料（契約書等の件名・期間・業務内容が分かる部分）の写し 1部

オ 業務実績調書（詳細）（様式第6号）

カ 共同企業体を組織し、申込する場合は、別に次の書類を提出すること。

- ・様式第2号別添：特定業務委託共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書
- ・ 〃 ：特定業務委託共同企業体協定書

③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

④ 提出先

4に同じ。

(5) 技術提案書の提出に関する質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

質問は、下記により「質問書」（様式1）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

① 受付期間

令和5年2月1日（水）～2月7日（火）正午まで
（土曜日・日曜日を除く）

② 提出方法

メールで提出すること。

件名には「【統合中学校プロポーザル】」の文字を必ず入れること。

③ 提出先

4に同じ。

④ 回答

回答は、令和5年2月8日（水）までに全ての参加者に全ての質疑応答の内容を電子メールで送信する。

(6) 技術提案書の提出期限及び方法

① 提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時

② 提出書類

ア 技術提案書表紙（様式第7号）

イ 設計チーム配置技術者調書（様式第8号）

（添付書類）配置技術者の保有資格を称する資料の写し（1級建築士免許証等） 1部

ウ 協力会社調書（様式第9号）

※ 主任担当技術者が参加者以外の者の場合に提出すること。

エ 業務実施方針（様式第10号）

※ 業務への取組方針、設計チームの特徴、設計上特に重要と考える事項（提案を求めている課題を除く。）A4版1枚に簡潔に記述する。

オ 技術提案書（様式第11号）

※ 課題として示した各テーマに対する基本的な考え方を、テーマ毎に各課題A3版1枚以内で簡潔に記載する。その際、文章を補充するための最小限のイラスト、イメージ図は使用してよい。

カ 参考見積書（任意様式）

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記載すること。

③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

④ 提案数および提出部数

提案は、1案に限る。

技術提案書の提出部数は10部とする。（カラーコピー可）

⑤ 提出先

4に同じ。

(7) ヒアリング

日にち：令和5年3月22日（水）（予定）

場 所：岩手町役場 3階 第3会議室

※ヒアリングの時間等の詳細は、別途通知する。

(8) 審査結果の通知

令和5年3月27日（月）（予定）

※ 審査結果は、提案者に文書で通知するほか、町ホームページで公表する。

6 失格

次の事項の一つに該当した場合は、失格とする。

- (1) 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) 指定する様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 目的に関わらず、告示の日から本業務の審査が終了するまでの間に、本業務に関連して他の参加者へ提案内容を提示する、他の参加者と接触するなどの行為を行った場合。
- (6) 虚偽の内容が記載されていた場合。
- (7) 審査結果に影響を与えるような工作をした場合。
- (8) その他、本要領に違反すると認められた場合。

7 契約の締結

審査により選定された提案者は、町との契約締結にあたり、提案内容を協議し合意を得た上で、再度見積書を提出すること。その際、提案内容を一部修正する場合があるほか、当初提出した参考見積書の金額が契約金額にならない場合があるため、留意すること。

また、審査により選定された提案者が、辞退その他の理由で業務委託契約を締

結できない場合は、次点者と契約を締結することができるものとする。

8 その他

- (1) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受理しない。
- (3) 提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 技術提案書に記載された配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出された参加表明書および技術提案書は、返還しない。
- (6) 提出された参加表明書および技術提案書は、審査以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (9) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (10) 本プロポーザルへの参加のために要した経費は、参加者の負担とする。